ACSES ニュースレター_２３１７号（2022 年 5 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇益田の繊維工場で火災〈新聞報道〉
◇森永、ヨーグルトを自主回収　大腸菌群混入の恐れ〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医学部不正入試　順天堂大に 805 万円支払い命令　東京地裁判決〈新聞報道〉
・学生支援機構は「悪意の受益者」　奨学金返済めぐり、高裁が返金命令〈新聞報道〉
・悪質自転車地区、1887 カ所　毎月 1 回集中取り締まり〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第45号）〈官報〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスク
◇マスコミ報道
[3] 健康安全
◇天然痘に似た症状「サル痘」イギリス アメリカなど患者相次ぐ／「サル痘」カナダなどでも感染報告 欧米中心に感染拡大懸念〈放送報道〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 47 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 196 号）　〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第 84 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 907 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 181 号）〈官報〉
[7] エネルギー問題
◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 46 号）〈官報〉
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

吸葛（スイカズラ）、忍冬（ニンドウ）、禁銀花（キンギンカ）

［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　３件

[9] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：７件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：２件

［付録］

◇ペットのマイクロチップが６月から義務化へ 盗難の証明にも〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇益田の繊維工場で火災

＜中国新聞　2022 年 5 月 17 日＞　https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/165920

16 日午後 6 時 5 分ごろ、島根県益田市須子町の繊維製造業大和紡績合繊事業本部益田工場の従業員が、工場内の 1 室で炎が上がっているのを発見し 119 番した。益田署などによると、綿を混ぜ合わせる工程で使用する混打綿機（高さ 5 メートル、幅 2 メートル、奥行き 4 メートル）の一部を焼いた。けが人はいなかった。同署などが原因を調べている。

◇森永、ヨーグルトを自主回収　大腸菌群混入の恐れ

＜共同通信　2022 年 5 月 19 日＞　https://nordot.app/899981719854874624?c=39546741839462401

森永乳業は 19 日、「トリプルヨーグルト砂糖不使用　カップ製品　100g」に大腸菌群が混入した恐れがあるとして自主回収すると発表した。対象は 2022 年 6 月 4 日が賞味期限の 1870 個で、関東を中心とする 1 都 8 県に出荷された。これまでに健康被害の報告はないという。

グループの横浜森永乳業（神奈川県綾瀬市）が製造。法令で定められた出荷前の検査では異常がなかったが、製造過程の自主検査で大腸菌群混入の可能性が発覚した。対象商品に実際に混入したかどうかや、混入の恐れが生じた原因を調査している。問い合わせは通話無料の森永乳業お客さま相談室、電話（0120）369334。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028752/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220519_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：135 件

うち重大事故等として通知された事案：39 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028751/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220519_02.pdf

1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):8件

(2)事故情報(食中毒情報)：15件

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)：69件
(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)：4件

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・医学部不正入試　順天堂大に805万円支払い命令　東京地裁判決
＜毎日新聞 2022年5月19日＞　https://mainichi.jp/articles/20220519/k00/00m/040/039000c

順天堂大（東京都）が医学部の入試で女性が不利になるよう合格基準を調整していたとして、過去に受験して不合格となった女性13人が慰謝料など計約5470万円の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁（加本牧子裁判長）は19日、同大に計約805万円の支払いを命じた。

訴状などによると、13人は5都県に住む20～30代の医師や他大学の元医学部生ら。2011～18年度の順天堂大の医学部入試を受験した。

同大は18年10月、文部科学省から医学部の入試で性別を理由にした格差が存在すると指摘を受けて第三者委員会を設置。第三者委は、女性や浪人生の合格基準が現役受験の男性よりも高く設定される不公平な入試が13年度から行われていたと認定した。

訴訟で原告側は、女性を不利に扱う選抜方法は遅くとも08年度から組織的に行われていたと主張。性別で差別する入試を受けさせられたことによる精神的苦痛への慰謝料や受験に際して支出した費用などの支払いを求めていた。

これに対し同大側は、男女で異なる合格基準を定めたのは、全寮生活となる医学部1年生の女子寮の収容人数に制限があったためだと反論し、差別的な意図はなかったとして請求を棄却するよう求めていた。

・学生支援機構は「悪意の受益者」　奨学金返済めぐり、高裁が返金命令
＜朝日新聞　2022年5月19日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ5M4TFSQ5LIIPE00W.html

奨学金の返済をめぐり、日本学生支援機構が半額の支払い義務しかない保証人に全額を請求したのは違法だとして、北海道内の保証人ら2人が過払い分の返金と損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が19日、札幌高裁であった。大竹優子裁判長は「機構は、過払い分が不当利得と認識しながら支払いを受けた『悪意の受益者』というべきだ」と指摘。過払い分に利子を加えた計約200万円を支払うよう機構に命じた。損害賠償請求は一審に続いて退けた。

昨年5月の一審・札幌地裁判決は、保証人が複数いる場合に各保証人が返済義務を等分に負うとされる民法上の「分別の利益」を理由に、半額を超える請求分を機構の不当利得だとして計約139万円の返金を命じた。一方、損害賠償請求については「直ちに不法行為に当たるとはいえない」として退けた。機構側が控訴し、原告側も付帯控訴していた。

原告は、教え子の保証人だった北海道小樽市の元高校教諭の男性（76）と、夫（故人）がおいの保証人だった札幌市の女性（69）。一審判決によると、男性は約94万円を請求され、約65万円を支払った。女性の夫は生前、請求された約242万円を全額支払った。いずれも借りた本人の父が連帯保証人だったが、支払い能力がなかった。

・悪質自転車地区、1887カ所　毎月1回集中取り締まり
＜共同通信　2022年5月18日＞　https://nordot.app/899617222223200256?c=39546741839462401

自転車の悪質・危険な走行が問題になるなどしている「指導啓発重点地区・路線」が全国で1887カ所に上ることが18日、警察庁のまとめで分かった。各都道府県警は5月末までに、ホームページ（HP）に掲載して住民に周知した上で、それぞれ集中取り締まり日を毎月1日以上設ける。

警察庁によると、1887カ所は、715地区と1172路線。HPで地区は「○○駅地区」、路線は「市道○○線A交差点―B交差点」などと地図上に表示する。

選定数が最も多かったのは大阪府の133（地区28、路線105）で、東京都の130（同47、同83）、愛知県の98（同55、同43）と続いた。

各警察署が作製する自転車指導啓発重点地区のイメージ

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第 45 号）

［官報］ 令和 4 年 5 月 20 日　号外　第 108 号　11～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520g00108/20220520g001080011f.html

あらまし

◇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第 45 号）（内閣府本府）

１　目的の改正

目的に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」との文言の追加等を行うこととした。（第一条関係）

２　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等

内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとした。（第三条関係）

３　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に定める事項として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項等を追加することとした。（第四条関係）

４　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

防災業務計画等のうち、避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路等の一定の事項について定めた部分を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）とすることとした。（第五条関係）

５　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会

関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第八条関係）

６　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等

内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとした。（第九条関係）

7　津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置

６による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項等を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととした。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律第五五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでないこととした。（第一〇条関係）

8　津波避難対策緊急事業計画

６による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。）が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができることとした。（第二条関係）

㈠　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

㈡　㈠の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

㈢　集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、12 の特別の措置の適用を受けよう　とするものを含む。以下同じ。）

㈣　集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

9　津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等

津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（以下「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表上欄に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表下欄のとおりとすることとした。（第一二条及び別表関係）

10　移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等

国は、８の㈣の政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとした。（第一三条関係）

11　集団移転促進事業に係る農地法の特例

市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地を農地以外のものにする場合等において、農地転用の許可要件を緩和することとした。（第一四条関係）

12　集団移転促進法の特例

津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合においては、土地の取得造成後に譲渡する場合においても、その用地の取得造成費等について、市場価格で譲渡した場合の譲渡収入を超える部分を補助の対象とすることとした。（第一五条関係）

13　集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮

国の行政機関の長又は都道県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法等の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとした。（第一六条関係）

14　地方債の特例

地方公共団体が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設等の除却を行うために要する経費等については、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができることとした。（第一七条関係）

15　津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備等についての配慮

国及び地方公共団体は、特別強化地域において、積雪寒冷地域における津波からの円滑な避難を確保するた

めに必要な避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路その他の津波避難対策上緊急に整備すべき施設等の整備を行うに当たっては、当該施設等について、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならないこととした。（第二〇条関係）

16　その他

その他所要の規定の整備等を行うこととした。

17　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5x0br5_NdsPMaDh1Y

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5R8ZrZ3PdMH0ajt3Y

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年５月 19 日版）

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7G3AzNh2m9gxJPZY

◇マスコミ報道　見出し

・大阪府のコロナ死者、5000 人超える　4000 人超から 80 日

＜毎日新聞　2022 年 5 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220519/k00/00m/040/154000c

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・第 84 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 5 月 19 日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6muRVWVGIYboB_BY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=YZucd2enKrQpkizzY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチン　ヌバキソビッド（武田社）版、説明書及びリーフレットを掲載しました。

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1FX49OBOo-AJHA5Y

・4 回目接種、事前申請などに注意　自治体ごとに方法異なる

＜共同通信　2022 年 5 月 19 日＞　https://nordot.app/899752708458479616?c=39546741839462401

新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種が今月末に始まる。対象は 60 歳以上と、18～59 歳で持病などにより重症化リスクが高い人。60 歳以上には接種券が届くが、18～59 歳は必要な手続きが自治体ごとに異なる。券の入手に事前申請が必要な場合もあり、注意が必要だ。

自治体が個人の持病を把握するのが難しく複雑化した。

18～59 歳に対する手続きの主なパターンは、対象の希望者に事前に申請してもらい接種券を送る、障害者手帳の交付状況などのデータを基に券を送る、対象外を含む 18 歳以上全員に券を送る、の三つ。会場に来てもらい、確認して券を発行する例も厚労省は想定する。

◇マスク

・新型コロナ対策 政府 マスク着用の考え方 きょうにも公表へ

＜NHK　2022 年 5 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220520/k10013634411000.html

新型コロナ対策をめぐり、厚生労働省の専門家会合がマスクの着用について、屋外では周りの人との距離が十分にとれなくても会話が少なければ必ずしも必要ないなどとする考え方をまとめたことを受けて、政府は 20 日にもマスク着用についての具体的な考え方を公表することにしています。
厚生労働省の専門家会合は、19 日、マスクの着用について、屋外では周りの人との距離が十分にとれなくても会話が少なければ必ずしも必要ないとしたほか、2 月から推奨してきた小学校に入る前の 2 歳以上の子どもの着用について、従来の対応に戻し一律には求めないなどとする考え方をまとめました。
これを受けて、政府は 20 日にもマスク着用についての具体的な考え方を公表することにしています。
一方、水際対策をめぐっては、来月から一日当たりの入国者数の上限を 2 万人に引き上げるとともに空港などでの検疫措置も緩和する方針で、入国の際に行う検査の陽性率に応じて世界の国や地域を 3 つのグループに分け、最も陽性率が低いグループからの入国者については 3 回目のワクチン接種を受けていなくても検査や待機措置を免除する方向で調整を進めています。
政府は関係省庁による協議が整えば、20 日にも水際対策の具体的な緩和方針を公表することにしています。

・<u>“屋外で会話少なければ必ずしもマスク必要なし”　専門家会合</u>
＜NHK　2022 年 5 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220519/k10013632981000.html
新型コロナウイルス対策について助言する厚生労働省の専門家会合が開かれ、全国の感染者数は大型連休前の水準より低くなっている一方、過去最多となっている沖縄県では増加傾向が続くなど地域で差があるとして、引き続き、基本的な感染対策や体調管理を徹底するよう呼びかけました。
マスクの着用については屋外で周りの人との距離が確保できる場合や、距離がとれなくても会話が少ない場合は必ずしも必要ではないとしています。
全国は大型連休前より低く　沖縄は過去最多に
専門家会合は、現在の感染状況について全国では大型連休前の水準より低くなり、首都圏などで去年夏の第 5 波のピークを下回っている一方、特に沖縄県では感染者数が過去最多で増加傾向も続いていると指摘しました。
また、各地で 20 代が顕著に増加していて、沖縄県では 30 代以下の若い世代とともに、60 代以上の高齢者でも大きく増加しているとしています。
大型連休後に学校での感染の割合が増えているほか、大都市圏を中心に夜間の繁華街の人出が大型連休後に増加に転じた地域もあり、今後の動向を注視する必要があるとしています。
医療体制について全国では重症者数が減少し、亡くなる人の数が横ばいになっている一方、沖縄県では入院者数や病床使用率の増加が続き、重症病床の使用率も 2 割台で横ばいとなっているとしました。
こうした感染や医療体制の状況を踏まえ、専門家会合はワクチンの 3 回目の接種をさらに進めるとともに、少しでも体調が悪ければ外出を控えること、不織布マスクの正しい着用、手洗い、1 つの密でも避けるといった基本的な感染対策を徹底することなどを呼びかけました。
マスク着用“屋外で会話少なければ必ずしも必要ない”

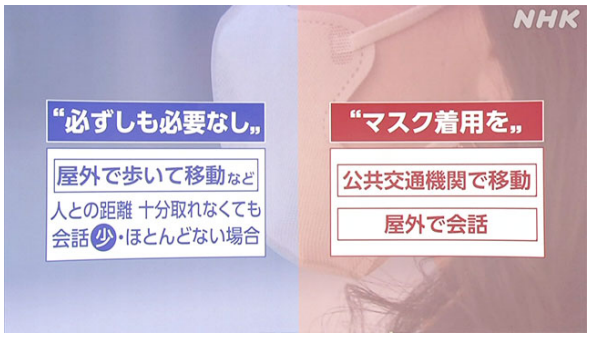

さらに、マスクの着用について専門家会合は飲食の際に食べたり飲んだりするとき以外はマスクをするほか、人混みでは適宜着用することが必要だとした一方、屋外で周りの人との距離が確保できる場合や、距離がとれなくても会話が少ない場合は必ずしも必要ないとしました。
また、小学校入学前の子どもにはマスクの着用を一律に求めないことを幅広く周知することが必要だと指摘しました。

脇田座長「混雑している場面ではマスク必要」
厚生労働省の専門家会合のあとに開かれた記者会見で、脇田隆字座長は感染状況について、「全国的には増加傾向が続いているが、ここ数日間はやや減少傾向になっている。大都市よりも人口規模の小さい地方で増加傾向となっていて、沖縄県や中国地方、北陸地方、北海道でその傾向が強くなっている。大型連休の際には感染者の増加がみられたが、それが一過性のものなのかが今後、議論になるだろう。ただ、連休でこれだけ人が動いたが、基本的な感染対策をしっかり行ったことやワクチンの3回目接種などである程度、感染の抑制に働いているとみられる」と話していました。
また、屋外で人との距離が十分にとれる場合などはマスク着用の必要は無いなどとする考え方を示したことについては「マスクは感染対策として重要だが、これまでも人との距離が十分に確保できれば着用する必要は無いと言ってきた。ランニングや散歩など屋外で人との距離が十分にあるときはマスクをする必要は無い。屋外で十分に距離が確保できない場合でも会話が少ないならマスクは必ずしも必要ない。ただ、例えば多くの人が利用する公共交通機関での通勤、通学など混雑している場面では必要だ」と話していました。
マスク着用の考え方について街の人は
専門家から示されたマスク着用の考え方について、さまざまな反応がありました。
「怖いのでマスクはずっとつけ続けようと思う。（子どもが小さく）できるかぎりは予防したい」
「どれぐらい外す人が実際いるのかなというのが疑問かなと思う。だんだん外す人が増えてきたら考える」
「もう夏も近いし息もしづらいので外していいときは外したい。(場面に応じてつけたり外したりするのが) マスクのない生活にするための道のりかなと」
全国の新規感染者数 前週比 1.07 倍
厚生労働省の専門家会合で示された資料によりますと、18日までの1週間の新規感染者数は全国では前の週と比べて1.07倍と増加しています。
首都圏の1都3県では
▽東京都と▽千葉県で1.00倍、
▽神奈川県で1.08倍、
▽埼玉県で0.97倍と横ばいから増加となっています。
関西では
▽大阪府で1.06倍、
▽兵庫県と▽京都府で1.13倍、
東海では
▽愛知県で1.13倍、
▽岐阜県で1.09倍、
▽三重県で1.08倍と増加しています。
また、
▽北海道では1.07倍、
▽宮城県では1.07倍、
▽広島県では1.18倍、
▽福岡県では1.01倍、
▽人口あたりの感染者数が最も多い沖縄県は1.13倍などとなっています。
前の週より新規感染者数が多くなったのは29の道府県で、
▽富山県は1.48倍、
▽静岡県は1.32倍、
▽山形県と▽山口県は1.29倍、
▽石川県は1.25倍などとなっています。
人口10万あたりの直近1週間の感染者数は、沖縄県が突出して多く1014.05人と初めて1000人を超えました。次いで北海道が345.88人、宮崎県が325.18人、福井県が318.31人、広島県が301.03人、石川県が300.39人、そして大阪府が236.36人、東京都が184.14人などとなっていて、全国では202.96人となっています。

松野官房長官「専門家の科学的な意見も聴き検討」
松野官房長官は、午前の記者会見で「人との距離が十分取れれば、屋外でマスクの着用は必ずしも必要でないと申し上げてきた。特に気温・湿度が高いときは、熱中症のリスクが高くなることから、屋外での人との距離が少なくとも 2 メートル以上確保できている場合にはマスクを外すことを推奨している。こうした点は引き続き、さまざまな場面で周知・広報に努めていく」と述べました。
そのうえで「大型連休後の感染状況をしっかり確認し、できるだけ平時に近づける努力をしていく考えだ。マスクについてもいろいろな感染対策の論点の 1 つとして、専門家の科学的な意見も聴いて検討していきたい」と述べました。
後藤厚生労働相「状況を注視していく」
後藤厚生労働大臣は直近の感染状況について「大型連休の影響もあることから単純に判断することは難しい状況だが、全国の新規感染者数は、1 週間の平均で、先週比 1.07 となっている。大型連休などの要因については先週比をしっかり見極めるなど、丁寧に状況を注視していく」と述べました。
そのうえで「特に沖縄県については、新規感染者数が今月 11 日に過去最高となるなど増加が継続しており、病床や重症病床の使用率も増加が見られる。今月 13 日から、厚生労働省職員を含む政府のリエゾンチームを派遣しているが、引き続き沖縄県と緊密な連携を図りながら、県の感染対策を支援していきたい」と述べました。

・屋外マスク「会話ほとんどなければ不要」　専門家組織が見解
＜毎日新聞　2022 年 5 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220519/k00/00m/040/260000c
　新型コロナウイルス感染症対策を厚生労働省に助言する専門家組織「アドバイザリーボード（AB)」は 19 日、マスク着用について、屋外で周囲との距離が十分に確保できない場合でも会話がほとんどなければ「必ずしも必要ない」とする見解をまとめた。対策の緩和を求める声が上がる中、引き続きマスク着用の重要性を確認し、不要となる場面について改めて整理した。
　政府は専門家の見解を受け、マスクが不要な場面や未就学児には推奨しないことなどを 20 日に発表する。　見解では、ワクチン接種が進む中でも、マスク着用を含む基本的な対策が重要だと指摘。屋外でのマスクについて、周囲の人と十分離れていれば従来通り不要とした。具体的には、散歩やランニング、自転車での移動、家族など一緒に生活する人同士で過ごす――といったケースを例示した。周りと十分に離れていなくても、徒歩で移動中など会話がほとんどなければ必ずしも必要ないとした。　一方、通勤や通学などで多くの人が利用する公共交通機関では引き続き着用を促した。屋外でも人混みや会話する場面ではマスクをし、屋内に入った際には持参したマスクをすぐに着用するよう勧めている。　政府は新型コロナの流行以降、屋外でのマスクは必ずしも必要でないとし、夏を迎える前には熱中症予防のため、周りの人と離れていればマスクを外すことを推奨してきた。屋内外を問わずあらゆる場面でマスクを着ける行動様式が定着しつつある中、専門家が改めて見解を示した形だ。
専門家は、オミクロン株の拡大を受けて 2 月以降、一時的に着用を推奨してきた 2 歳以上の未就学児については「一律には着用を求めず、無理に着用させない」とする従来方針に戻すことを「考慮する時期だ」とした。小学生以上の児童についても、登下校時や体育の授業、外遊びの際はマスクの着用は不要とする考えを示した。その際は人と人との距離を空けることや、体調不良の人は参加しないよう確認することが必要としている。　AB はこの日の会合で、全国の感染状況について「直近 1 週間の新規感染者数は減少傾向で、大型連休前の水準よりも低くなっている。GW（ゴールデンウイーク）による数値への影響もあるため、注視が必要だ」とした。

・体育や運動遊びでもマスク不要と専門家組織
＜共同通信　2022 年 5 月 19 日＞　https://nordot.app/899944228581277696?c=39546741839462401
　新型コロナの専門家組織有志は、小学校などの屋外での体育の授業や休憩時間中の運動遊びでもマスク着用は不要との見解を示した。

・政府、園児のマスク推奨見直し　2 歳以上、着用一律に求めず
＜共同通信　2022 年 5 月 18 日＞　https://nordot.app/899633309031383040
　政府は 18 日、新型コロナウイルス感染防止のために推奨していた保育園児や幼稚園児など 2 歳以上の未就学児

のマスク着用について、見直す方向で検討に入った。厚生労働省に対策を助言する専門家組織の会合で有志らが19日にも「一律には求めない」との提言を出す方針。提言を受けて政府は国民に考え方の周知を図ることを検討している。

大人には提言で、感染リスクが高い状況では着用を当面継続する必要性や、屋外では着用しなくてよいことを明確にする。

海外ではマスク着用義務を解除する国が増加。日本でもマスクが必要な場面、外しても良い場面を整理する必要があり、専門家は提言を検討した。

◇「マイクロチップ入れてみた」ワクチン陰謀論を検証　研究者の深掘り

＜朝日新聞　2022年5月20日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQ5L6QC9Q5KPOMB008.html?iref=comtop_7_01

新型コロナワクチンに、「マイクロチップが入っている」といった主張をする陰謀論に対し、全力で検証した動画を研究者がユーチューブで流している。

根拠のないこうした話を信じている人の傾向を解析したところ、オカルト好きというよりも、別の背景が関係しそうなこともわかった。

「大学の設備を使って検証します」

動画を作ったのは、電気通信大（東京都調布市）の石垣陽・特任准教授。研究用の顕微鏡や放射線測定装置を使って、実際に使われたワクチンに、陰謀論で主張されているようなものが含まれているかを確かめるという約14分の内容だ。

SNSなどでは、ワクチンには「マイクロチップが含まれ遠隔操作される」「放射性物質が入れられている」「人口減らしを狙った生物兵器」などという科学的根拠のない主張が流れており、新型コロナウイルスの感染拡大も含めて「影の政府が仕組んだ」とみなす陰謀論が出回っている。

検証に使ったワクチンは、宮城県や東京都の9病院の協力を得て、ファイザーとモデルナ両社の使用済み容器を計約500本入手。実際に使われたワクチンの残り液に、マイクロチップや放射性物質が含まれているかを調べた。

石垣さんの全力検証は続きます。記事の後半では「マイクロチップは注射器に入れるとどうなるのか」「ワクチン接種後に腕から電波は出るのか」なども徹底的に調べるとともに、陰謀論の背景に迫った結果を紹介します。

顕微鏡で見える像をパソコン…

****

[3] ***健康安全***

◇天然痘に似た症状「サル痘」イギリス アメリカなど患者相次ぐ

＜NHK　2022年5月19日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220519/k10013633261000.html

イギリスやアメリカなどで天然痘に似た症状が出る「サル痘」の患者が相次いで報告され、各国の保健当局は感染経路の調査を急いでいます。

イギリスの保健当局は、今月18日までにサル痘の患者が合わせて9人確認されたと発表しました。

最初に確認された患者は西アフリカのナイジェリアへの旅行から帰ってきた人で、家族2人にも感染したとみられるということです。

一方、残る6人の患者の感染経路は明らかになっておらず、現在調査が行われています。

また、アメリカのCDC＝疾病対策センターは18日、東部マサチューセッツ州でサル痘の患者が確認されたと発表しました。

患者は最近カナダへ旅行したことがあるということですが、どこで感染したかは調査中としています。

サル痘は、主にアフリカでみられるウイルス性の感染症ですが、CDCはイギリスのほかスペインやポルトガルといった通常サル痘の患者が報告されない国からも複数の患者が報告されているとして、感染の広がりを調査するとしています。

また、WHO＝世界保健機関も各国の保健当局に対し患者を早期に発見したり、患者が見つかった場合に接触した人

を迅速に追跡したりする態勢の強化を呼びかけています。
特徴的な発疹や発熱などの症状
「サル痘」は天然痘ウイルスに似た「サル痘ウイルス」に感染することで起き、国立感染症研究所によりますと、顔や体に特徴的な発疹が出るほか、発熱やのどの痛み、リンパ節が腫れるなどの症状が出ます。
過去にアフリカで感染が起きた際には、致死率は数%から10%程度に上ったと報告されています。
1958年に実験施設のカニクイザルで初めて報告されたあと、ヒトへの感染は1970年に今のコンゴ民主共和国で初めて確認され、その後、中央アフリカや西アフリカの熱帯雨林地域で散発的に感染が広がっているとしています。
また、2003年にはアフリカからペットとして輸入された小動物を通じてアメリカにウイルスが持ち込まれたあと、合わせて71人が感染しましたが亡くなった人はいなかったということです。
このウイルスは、ネズミやリスなど感染した動物にかまれたり、血液や体液、発疹に触れたりすることで感染することがあるほか、感染した人の発疹や体液に触れたり、飛まつを浴びたりすることで、ヒトからヒトに感染する可能性があるということです。
ただ、WHO＝世界保健機関は、ヒトからヒトへの感染は密接な接触によるもので、比較的限られているとしています。
治療法はありませんが、1980年に根絶された天然痘に対するワクチンが、サル痘にも高い予防効果があるとされています。
サル痘に詳しい岡山理科大学の森川茂教授は「天然痘の根絶によって若い世代はワクチンを接種していないので、基礎疾患があり、免疫力が低い人は重症化するおそれがある。新型コロナウイルスのように飛まつ感染で広がりやすいウイルスではないので、世界中に一気に広がる可能性は低いと思うが、海外の感染が広がっている地域で、野生動物にむやみに触れるようなことは避けてほしい」と話しています。

・<u>「サル痘」カナダなどでも感染報告 欧米中心に感染拡大懸念</u>
＜NHK　2022年5月20日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220520/k10013634461000.html
天然痘に似た症状の感染症「サル痘」の患者がイギリスやアメリカなどで報告される中、カナダでも感染した疑いのある人が17人報告されたと発表されました。ポルトガルやスペインでも複数の感染者が確認されていて、欧米を中心に感染が拡大する懸念が強まっています。
カナダ・モントリオールの保健当局は19日、天然痘に似た症状の感染症「サル痘」に感染した疑いのある人が17人報告されたと発表しました。
感染が疑われる人は全員が隔離されていて、これらの人と接触があった人も健康観察の対象になっているということです。
「サル痘」をめぐっては、イギリスで18日までに9人の患者が報告されたほか、アメリカでも18日に1人の感染が確認されていて、アメリカの患者は先月下旬にカナダへ旅行していたということです。
また、AP通信によりますと、ヨーロッパでは
▽ポルトガルで14人、
▽スペインで7人、
▽イタリアとスウェーデンでそれぞれ1人の患者が確認されているということで、欧米を中心に感染が拡大する懸念が強まっています。
WHO＝世界保健機関は各国の保健当局に対し、患者を早期に発見したり、患者に接触した人を迅速に追跡したりする態勢を強化するよう呼びかけています。
フランスでも感染疑いの報告
フランスの保健当局は19日、「サル痘」に感染した疑いのある人が国内で初めて報告されたと発表しました。
症状など詳しいことは明らかにされていませんが、感染が疑われる症例が報告されたのは首都のパリやその近郊を含む地域だということです。
****
[4] <u>*医薬品等*</u>

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 47 号）

［官報］ 令和４年５月 20 日 号外 第 108 号 25～30 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520g00108/20220520g001080025f.html

あらまし

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 47 号）（厚生労働省）

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正

1 緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みの整備に関する事項

㈠ 医薬品の製造販売の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次のいずれにも該当する医薬品として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び二年を超えない範囲内の期限を付してその品目に係る製造販売の承認を与えることができるものとした。（第一四条の二の二第一項関係）

⑴ 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であり、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと

⑵ 申請に係る効能又は効果を有すると推定されるものであること。

⑶ 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないと推定されるものでないこと。

㈡ 厚生労働大臣は、㈠による製造販売の承認に係る医薬品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該品目に係る申請書の添付資料が厚生労働省令で定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものであるかどうか又は当該医薬品の製造所における製造管理若しくは品質管理の方法が厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認を受けようとする者又は当該承認を受けた者に対して、調査を行うことができるものとした。（第一四条の二の二第二項関係）

㈢ 厚生労働大臣は、㈤による製造販売の承認の申請に係る審査を適正に行うため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、㈠の期限を一年を超えない範囲内において延長できるものとした。（第一四条の二の二第三項関係）

㈣ ㈠により条件及び期限を付した製造販売の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医薬品の使用の成績に関する調査その他厚生労働省令で定める調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。（第一四条の二の二第四項関係）

㈤ ㈠により条件及び期限を付した製造販売の承認を受けた者は、その品目について、当該承認の期限（㈢による延長が行われたときは、その延長後のもの。㈥において同じ。）内に、改めて製造販売の承認の申請をしなければならないものとした。（第一四条の二の二第五項関係）

㈥ ㈤による製造販売の承認の申請があった場合において、期限内にその申請に対する処分がされないときは、㈠により条件及び期限を付した製造販売の承認は、当該期限の到来後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有するものとした。（第一四条の二の二第六項関係）

㈦ 医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品について、㈠から㈥までに準じた改正を行うこととした。（第二三条の二の六の二及び第二三条の二六の二関係）□ 医薬品、医療機器及び再生医療等製品であって専ら動物のために使用されることが目的とされているものについて、㈠から□までに準じた改正を行うこととした。（第八三条関係）

2 薬剤師は、処方箋を電磁的方法により提供する仕組みを用いて、医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を医師等に提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならないものとした。（第一条の五第二項関係）

二 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

1 医師又は歯科医師は、患者又は現にその看護に当たっている者（以下「患者等」という。）の求めに応じて、当該患者等に対する処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付に代えて、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又

は国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電磁的方法により提供することができるものとした。（第一二条の二第一項関係）

２　１により電磁的方法により提供される処方箋（以下「電子処方箋」という。）の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者が当該電子処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、当該患者等の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該電子処方箋を電磁的方法により提供しなければならないものとした。（第一二条の二第二項関係）

３　薬剤師は、電子処方箋により調剤したときその他厚生労働省令で定めるときは、支払基金又は連合会に対し、調剤に関する情報を、厚生労働省令で定めるところにより、電磁的方法により提供することができるものとし、当該情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、当該情報に係る電子処方箋の提供を行った医師又は歯科医師その他の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、これらの者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報を電磁的方法により提供しなければならないものとした。（第一二条の二第三項及び第四項関係）

４　医師又は歯科医師は、電子処方箋以外の方法により処方箋を交付した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、当該処方箋に記載し、又は記録した情報を電磁的方法により提供することができるものとした。（第一二条の二第五項関係）

５　医師又は歯科医師は、処方箋の交付又は電子処方箋の提供を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができるものとした。（第一二条の二第六項関係）

６　薬剤師は、調剤を行うに当たり、厚生労働省令で定めるところにより、支払基金又は連合会に対し、患者の生命又は身体の保護のために必要な情報として厚生労働省令で定める情報の提供を求めることができるものとした。（第一二条の二第七項関係）

７　５又は６により情報の提供の求めを受けた支払基金又は連合会は、当該求めに応じて、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対し当該情報を電磁的方法により提供しなければならないものとした。（第一二条の二第八項関係）

８　支払基金及び連合会は、１により提供を受けた電子処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、患者等の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該電子処方箋を提供し、４により電子処方箋以外の方法により交付された処方箋に記載され、又は記録された情報の提供を受ける業務、電子処方箋の情報等を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務、３及び７において支払基金及び連合会が行うこととされている業務、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（２により提供されたものに限る。）を保管する業務並びにこれらに附帯する業務（以下「電子処方箋管理業務」という。）を行うものとした。（第二四条第二項及び第三五条第二項関係）

９　医療機関及び薬局その他の関係者は、電子処方箋管理業務が円滑に実施されるよう、電子処方箋の提供及び電子処方箋により調剤を実施する体制の整備に努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するものとした。（第三八条関係）

10　電子処方箋管理業務に要する費用は、政令で定めるところにより、医療保険者、後期高齢者医療広域連合その他法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であって厚生労働省令で定めるものが負担するものとした。（第三九条の二第一項関係）

11　支払基金又は連合会は、８に掲げる業務のうち、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（２により提供されたものに限る。）を保管する業務を行う場合は、10 にかかわらず、当該業務を支払基金又は連合会に委託する薬局の開設者から、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができるものとした。（第三九条の二第二項関係）

三　医師法の一部改正

医師は、二の１により、支払基金又は連合会に対し電子処方箋を提供した場合は、患者等に対して処方箋を交付したものとみなすものとした。（第二二条第二項関係）

四　歯科医師法の一部改正

歯科医師の提供する電子処方箋について、三に準じた改正を行うこととした。（第二一条第二項関係）

五　施行期日等

１　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第三条関係）

２　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、一の２及び二から四までの事項は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行するものとした

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 196 号）

［官報］　令和４年５月 20 日　号外　第 108 号　31～35 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520g00108/20220520g001080031f.html

あらまし

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 196 号）（厚生労働省）

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正

１　医薬品の製造販売の緊急承認に関し、その対象となる医薬品として新型コロナウイルス感染症に係る医薬品を定めることとした。（第二六条の七関係）

２ 緊急承認に係る医薬品、医療機器及び再生医療等製品（３において「医薬品等」という。）の申請資料の信頼性に係る調査並びに製造管理及び品質管理の方法に係る調査の実施に必要な規定を整備することとした。（第二二条～第二四条、第二七条、第三七条の二二、第三七条の二九及び第四三条の二四関係）

３ 緊急承認に係る製造販売がされる医薬品等について、国家検定、容器包装等の特例の規定を整備することとした。（第七五条関係）

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律により、国又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構が手数料を徴収する業務が追加されたことに伴い、新たな手数料の区分と額を定めることとした。（第七条、第八条、第一二条、第一三条、第二三条、第三二条、第三三条及び第三六条関係）

三　特許法施行令の一部改正

特許権の存続期間の延長登録の出願の理由となる処分から、緊急承認を受けた後に当該承認の期限内に改めて行う申請に基づく承認を除くこととした。（第二条関係）

四　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正

公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するものの対象として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンの製造販売について緊急承認の規定により製造販売の承認を受けたものを構成員とする法人を加えることとした。（第三条第二〇号ホ関係）

五　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第 84 号）

［官報］　令和４年５月 20 日　号外　第 108 号　40～76 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520g00108/20220520g001080040f.html

〇厚生労働省令第 84 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和４年５月 20 日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

―紙面の都合上、条文名のみ抜粋、既掲載した。＜ACSES 事務局＞―

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二条　医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第三条　医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令の一部改正）

弟四条　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第五条　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第六条　医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第七条　医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第八条　医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第九条　再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第十条　再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第十一条　再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）の一部を次の表のように改正する。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則の一部改正）

第十二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料規則（平成十二年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部改正）

第十三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第十四条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十七号）の公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

２　この省令の改正の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[5] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 907 号）

［官報］　令和 4 年 5 月 20 日　本紙　第 737 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520h00737/20220520h007370002f.html

肥料の新規登録 26 件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 181 号）

［官報］　令和 4 年 5 月 20 日　号外　第 108 号　121～136 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520g00108/20220520g001080121f.html

○厚生労働省告示第 181 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、米、てんさい、キャベツ、芽キャベツ及びいちごに残留するウニコナゾールＰの量の限度、ばれいしよ、ごぼう、ぼうれんそう及びいちごに残留するカズサホスの量の限度、にんじん、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するピリベンカルブの量の限度並びに米、小麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、えだまめ、その他の野菜、みかんみかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、キウィー（果皮を含む。）、ひまわりの種子及び綿実に残留するペンティメタリンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和 4 年 5 月 20 日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

第１　食品

Ａ　食品一般の成分規格

１～５　（略）

６　５の規定にかかわらず、①の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3) から膕までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。

⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

―改正された農薬成分名のみ、抜粋、掲載した。＜ACSES 事務局＞―

ウニコナソールＰ
オキサチアピプロリン
カズサホス
ピリベンカルブ
フェナザキン
ブロフラニリド
ベンディメタリン

⑵～⑺　（略）

7～12　（略）

****

[7] ***エネルギー問題***

◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 46 号）

［官報］　令和４年５月 20 日　号外　第 108 号　13～25 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220520/20220520g00108/20220520g001080013f.html

あらまし

◇安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第 46 号）（経済産業省）

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正関係

１　基本方針等

基本方針に非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に関する事項を加える等所要の規定の整備を行うこととした。（第三条及び第四条関係）

２　工場等に係る措置

㈠　主務大臣は、エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、エネルギーの使用の合理化の目標（エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。）等に関し、エネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとした。（第五条第一項関係）

㈡　経済産業大臣は、非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、非化石エネルギーへの転換の目標等に関し、エネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとした。（第五条第二項関係）

㈢　経済産業大臣は、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、電気を使用して事業を行う者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとした。（第五条第三項関係）

㈣　主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため、事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとした。（第六条関係）

㈤　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者（以下「特定事業者等」という。）は、定期に、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとした。（第一五条第二項、第二七条第二項及び第三九条第二項関係）

㈥　主務大臣は、特定事業者等の非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者等に対し、２の㈢に規定する指針に従って講じた措置の状況等を勘案し、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等ができるものとした。（第一八条、第三〇条及び第四二条関係）

３　輸送に係る措置

㈠ 貨物輸送事業者及び旅客輸送事業者に係る措置

⑴　経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ

有効な実施を図るため、非化石エネルギーへの転換の目標等に関し、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとした。（第一〇三条第二項及び第一二七条第二項関係）

⑵　経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、電気を使用して貨物又は旅客の輸送を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとした。（第一〇三条第三項及び第一二七条第三項関係）

⑶　国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとした。（第一〇四条及び第一二八条関係）

⑷ 特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者又は特定航空輸送事業者（以下「特定輸送事業者」という。）は、定期に、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとした。（第一〇六条第二項、第一三〇条第二項、第一三五条第二項及び第一四四条第二項関係）

⑸ 国土交通大臣は、特定輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該特定輸送事業者に対し、３の㈠⑵に規定する指針に従って講じた措置の状況等を勘案し、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等ができるものとした。（第一〇八条第二項及び第三項、第一三二条第二項及び第三項、第一三七条第二項及び第三項並びに第一四六条第二項及び第三項関係）

㈡ 荷主に係る措置

⑴　荷主は、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に資するよう努めなければならないものとした。（第一一〇条第一項関係）

⑵ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、非化石エネルギーへの転換の目標等に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとした。（第一一一条第二項関係）

⑶ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとした。（第一一一条第三項関係）

⑷ 主務大臣は、非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため、荷主に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとした。（第一一二条関係）

⑸ 特定荷主又は認定管理統括荷主（以下「特定荷主等」という。）は、定期に、非化石エネルギーへの転換の目標の達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないものとした。（第一一四条第二項及び第一一八条第二項関係）

⑹ 主務大臣は、特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主等に対し、３の㈡⑶に規定する指針に従って講じた措置の状況等を勘案し、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等ができるものとした。（第一一六条第二項及び第三項並びに第一二〇条第二項及び第三項関係）

４　建築物に係る措置

建築物の建築をしようとする者等は、建築物に係る非化石エネルギーへの転換及び電気の需要の最適化に資するよう努めなければならないものとした。（第一四七条関係）

５　機械器具等に係る措置

㈠　エネルギー消費機器の製造等の事業を行う者は、非化石エネルギーを使用する機械器具の製造等の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならないものとした。（第一四八条第二項関係）

㈡　電気を消費する機械器具の製造等の事業を行う者は、電気を消費する機械器具につき、電気の需要の最適化に係る性能の向上を図ることにより、電気の需要の最適化に資するよう努めなければならないものとした。（第一四八条第三項関係）

６　電気事業者に係る措置

電気事業者は、電気の需要の最適化に資する取組を促すため、電気の料金その他の供給条件の整備等の実施に関する計画を作成し、これを公表しなければならないものとした。（第一五九条関係）

二　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正関係

１　基本方針等基本方針の非化石エネルギー源の利用に関する事項をエネルギー源の環境適合利用に関する事項に改める等所要の規定の整備を行うこととした。（第三条及び第四条関係）

２　特定エネルギー供給事業者に係る措置

㈠　経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、エネルギー源の環境適合利用の目標等に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとした。（第五条第一項関係）

㈡　特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気若しくは熱の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、エネルギー源の環境適合利用の目標の達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないものとした。（第七条第一項関係）

㈢　２の㈡の特定エネルギー供給事業者（他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該当する電気事業者に限る。）に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報を提供するよう努めなければならないものとした。（第一〇条関係）

三　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正関係

１　法人の名称の変更法人の名称を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改称することとした。（第二条関係）

２　業務の範囲独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、次の業務等を行うことができるものとした

㈠　海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、海外における地熱の探査、本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査に必要な資金を供給するための出資（第一一条第一項第一号関係）

㈡　海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な資金に係る債務の保証（第一一条第一項第三号関係）

㈢　海外における二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査をする権利等の取得（第一一条第一項第四号関係）

㈣　二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査に必要な地質構造の調査並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（第一一条第一項第六号関係）

㈤　二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け（第一一条第一項第九号関係）

四　鉱業法の一部改正

関係鉱業法の適用を受ける鉱物に希土類金属鉱を追加することとした。（第三条第一項関係）

五　電気事業法の一部改正関係

１　定義

この法律における「発電事業」の定義に、自らが維持し、及び運用する蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を放電する事業であって、その事業の用に供する蓄電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものを追加することとした。（第二条第一項第一四号関係）

２　発電用の電気工作物に関する事項の変更に係る手続

発電事業者は、発電事業の用に供する電気工作物に関する事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないものとした。（第二七条の二七第三項関係）

六　附則関係

㈠　この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めることとした。（附則第二条～第一三条、第一七条、第二六条及び第三二条関係）

㈡　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一四条～第一六条、第一八条～第二五条及び第二七条～第三一条関係）

七　この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第一部会を開催します　　６月２日

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_n_S3spkicojKaRY

・食品安全委員会（第 859 回）の開催について　　5 月 24 日

＜内閣府　2022 年 5 月 19 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai859.html

（１）農薬第三専門調査会における審議結果について

・「メトブロムロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ゾキサミド」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「チオプロニン」に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物「エンラマイシン」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・食品安全委員会 微生物・ウイルス専門調査会（第８６回）の開催について　　５月２６日

＜内閣府　2022 年 5 月 19 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/biseibutu_virus/annai/biseibutu-virus_annai_86.html

（１）座長の選出・座長代理の指名

（２）食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）の改訂の検討について

（３）その他

・もんじゅ廃止措置評価専門家会合(第 14 回)について開催案内を掲載しました　　5 月 26 日

＜文部科学省　2022 年 5 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agguac6Z7LkumXbI

1. 「もんじゅ」の燃料体取出し作業等について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第 147 回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会　審議結果　　5 月 19 日

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=ZZ-ZLR1P9EFO6r_3Y

・疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）　　5 月 19 日

＜厚生労働省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0VD98eVLpuUMB0tY

・大学院部会（第 105 回）　配付資料　　4 月 11 日

＜文部科学省　2022 年 5 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agguac6Z7LkumXbG

1. 大学設置基準等の改正について
2. 人文科学・社会科学系の大学院教育等について
3. 「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」及び「産業界における博士人材の活躍実態調査」の結果について
4. その他

****

[9] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・北海道での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 104 例目及び家きん国内 25 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/111113.html
・北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 97 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/111110.html
・北海道白老町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 20 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220519.html
・北海道釧路市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 23 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220519_2.html
・秋田県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/111094.html

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220519_3.html
・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 5 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220519_4.html
---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・炭素で「メビウスの輪」　名古屋大チーム、世界初合成
＜共同通信　2022 年 5 月 20 日＞　https://nordot.app/900038212400185344?c=39546741839462401
　帯にひねりが加わり環状になった「メビウスの輪」の形の炭素でできた分子を世界で初めて合成したと、名古屋大トランスフォーマティブ生命分子研究所の伊丹健一郎教授（合成化学）らのチームが 19 日付の英科学誌に発表した。「メビウスカーボンナノベルト」と命名。これまでの炭素物質にはない新たな性質を持つ可能性があるという。
　チームは 2017 年に、ひねりのない「カーボンナノベルト」の合成を発表し、さらに複雑な分子の合成を目指していた。ひねりを入れるには、カーボンナノベルトより帯を長くしなければならず、スーパーコンピューターで必要な長さを計算した。

◇*その他*

・**医学生の LGBT 教育が不足　調査で臨床前未実施 3 割**
＜共同通信　2022 年 5 月 19 日＞　https://nordot.app/899924786563301376?c=39546741839462401
　東京慈恵会医科大の研究グループが 19 日に公表した調査結果によると、日本の医科大と大学医学部で、学生が臨床実習に出る前の段階で LGBT などの性的少数者について全く教えていなかったのは 30.5%、臨床実習など医療現場で学ぶ際は未実施が 47.2%だった。米国・カナダでの先行調査結果より「教育が圧倒的に不足している」としている。
　研究グループは、性的少数者はそうでない人より精神、身体的な健康上のリスクにさらされやすいとされることを踏まえ「医療現場で適切な配慮ができるよう、全ての医学生に学ぶ機会を設けてほしい」と指摘した。

・**男女の賃金差の開示義務化　政府方針、非上場企業も対象**
＜日経新聞　2022 年 5 月 20 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA194T90Z10C22A5000000/
政府は企業に対し、男女の賃金差の公表を義務付ける方針を固めた。上場・非上場を問わず、301 人以上を常時雇用する企業を対象とする。6 月に決める「新しい資本主義」の実現に向けた計画に盛り込み、早ければ年内の施行をめざす。男女の賃金格差は女性登用の遅れなどを映す。男女の対等な評価を通じて人材の多様性を高め、企業の成長につなげる。

女性活躍推進法に関する省令を改正する方向だ。同法は女性役員の比率や、男女...

****

[付録]

◇ペットのマイクロチップが６月から義務化へ 盗難の証明にも

＜AERAdot.　2022 年 5 月 19 日＞　https://dot.asahi.com/wa/2022051800048.html?page=1

６月１日に改正動物愛護管理法が施行され、販売業者などに対して、販売前の犬猫にマイクロチップを埋め込むことが義務化される。飼い主になる際にも所有者の情報を登録しなければいけなくなる。ペットのマイクロチップ装着について考える。

＊　＊　＊

日本でペットのマイクロチップ装着が議論される契機になったのは、多くの犬猫が行方不明になってしまった 1995 年の阪神・淡路大震災だ。2011 年の東日本大震災でも同様の犬猫が多く発生。そこから議論が進み、今回の改正動物愛護管理法へとつながった。

マイクロチップは長さ約１センチ、直径約 1～2 ミリの円筒形の電子器具で、ISO 国際規格の識別番号 15 桁が記録されている。専用リーダーで番号を読み取ることができ、登録団体のデータベースに情報があれば、飼い主の連絡先がわかる仕組みだ。GPS ではないため位置情報は確認できない。

マイクロチップの装着後は、登録団体に飼い主の連絡先などを登録しておく必要がある。転居やペットの譲渡による飼い主変更、ペットの死亡時などは随時、登録情報の変更を行うことになる。

マイクロチップは動物病院で、専用の注入器を使って、肩甲骨間を避けてやや首寄りに埋め込まれるのが一般的だ。太めの注射を打つようなもので、痛みは普通の注射と同程度といわれている。一度埋め込むと、一生交換の必要はない。費用は数千円で、別途、登録団体への登録料がかかる。

赤坂動物病院（東京都港区）では、2000 年ごろからマイクロチップ装着を行っている。

「マイクロチップはペットの福祉や権利を守る上で大事なものなので、早くから推進してきました。最近は、認知度も高まってきています」（柴内晶子院長）

改正動物愛護管理法では、すでに飼っている場合や、個人間で譲り受けた犬猫のマイクロチップ装着は努力義務で、装着させなくても罰則はない。装着するかどうかは飼い主の判断にかかっている。

日本トレンドリサーチがインターネットで全国の男女２千人に「犬猫のマイクロチップ装着義務化に関するアンケート」を行ったところ、現在、犬猫を飼っている人の 75.5％がマイクロチップ未装着と回答。今後マイクロチップを装着させたいかを聞いたところ、55.9％が「マイクロチップを装着させたくない」と回答した。

「人工的な異物を身体に埋め込むのは何らかの支障が出てくると思い、嫌だから」（60 代女性）

「お金もかかりそうだし、手術を受けさせるのもかわいそう。災害で離れてしまう可能性はそれほど高くないと思うので」（50 代女性）

といった声があった。安全性についてはどうなのだろうか？

「マイクロチップは生体適合の素材で作られており、当院でも 20 年以上装着していますが、マイクロチップによって病気や副作用が引き起こされたという報告も経験もありません」（柴内院長）

動物病院でマイクロチップを装着した場合、飼い主は日本獣医師会、日本動物愛護協会など４団体で構成される「AIPO（動物 ID 普及推進会議）」に登録する流れが大半だ。現在、AIPO には約 286 万頭のペットが登録されている。

登録団体は AIPO 以外もあるが、保健所や動物病院、警察などで保護された犬猫にマイクロチップがあった場合、その番号を AIPO に照会するケースが大半だという。

「動物病院でマイクロチップを装着すれば、ISO 国際規格のチップを使いますし、基本的には AIPO に登録することになります。念のため事前に、登録団体が AIPO かどうかを確認することをおすすめします」（同）

独自の登録団体に登録を行っているペットショップグループなどもあるが、別の登録団体に登録済みでも、AIPO にもマイクロチップ番号や飼い主の情報を登録しておくほうが望ましい。

６月１日からは環境省のマイクロチップ登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が開始される。インターネット上で登録すれば、各種登録団体に加え、環境省のデータベースにも登録できるようになる。

近年、コロナ禍もあり、保護犬や保護猫を飼い始める人が増えているが、マイクロチップ装着を譲渡の条件と

している保護団体も少なくない。

茨城県在住のALT（外国語指導助手）が中心となり、犬猫の保護活動を行っている「かわくじアニマルレスキュー」もその一つだ。

「メンバーは、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど、犬猫のマイクロチップ装着が義務化、もしくは強く推奨されている国出身が多いです。マイクロチップの装着は、所有者を明確にし、遺棄や虐待を防ぐために最も有効な手段と考えています」（メンバーのシエラ・サマー・キーティングさん）

アメリカでは義務化されていないが、災害時に大けがを負って飼い主でも識別が困難な犬や猫がマイクロチップのおかげで飼い主のもとに戻れたケースが多くあるという。

「自然災害の多い日本では、特にマイクロチップの必要性が高いと考えています」（同メーガン・メンドーザさん）

災害時にペットとはぐれてしまった場合、さまよっているうちに首輪や連絡先を刻印した迷子札が外れてしまうこともあるが、マイクロチップであれば飼い主の元に戻れる確率は確実に高くなる。

一方、平常時であっても迷子のリスクは常にある。どこかで保護されたときに、マイクロチップを手がかりに身元を照会してもらえる。また、盗難に遭った場合でも、自分のペットだという証明になる。

「マイクロチップがあれば、生涯そのペットがどこの家の誰に飼われているかという証明になります。『顔や模様が似ている』といった感覚的なものではなく、確実にわかるのはいいこと。すでに飼っている犬猫へのマイクロチップ装着は努力義務ではありますが、いつ何が起きるかわかりませんし、ペットが高齢であっても装着に支障はありません。安全性の高いものなので、装着をおすすめします」（柴内院長）

かわいいペットに異物を埋め込むことへの抵抗感もわからなくもない。しかし迷子や盗難、災害などで飼い主とはぐれて再会できなくなるほうが、ペットにとってはるかに不幸だ。ペットを終生大事に、責任を持って飼うためにも、マイクロチップ装着を前向きに検討すべきではないだろうか。※週刊朝日　2022年5月27日号

********** 以上 **********